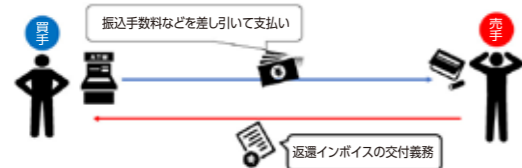


すべての方が対象

### ⑤少額値引き・返品は対応不要？ 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

すべての事業者は1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります。振込手数料を値引き処理する場合も対象です。



見直し案：値引き等が少額（1万円未満）である場合、返還インボイスの交付を不要とする

「振込手数料は当社にて負担」という慣行の場合、現行制度上では、振込手数料のような数百円の取引でも「値引き」として返還インボイスを発行しなければなりません。今後はこの慣行において、振込手数料の肩代わり分のためだけに返還インボイスを発行する必要はなくなります。

中小事業者向け

### ⑥会計ソフトに補助金？ IT導入補助金の補助下限額の撤廃

自社の使っているレジや券売機、キャッシュレスシステム、会計システム等のインボイス対応がいつの間になるのか、メーカーに確認してください。現状を確認した上で、新しいシステム投資が必要になる場合は、補助金を活用しましょう。

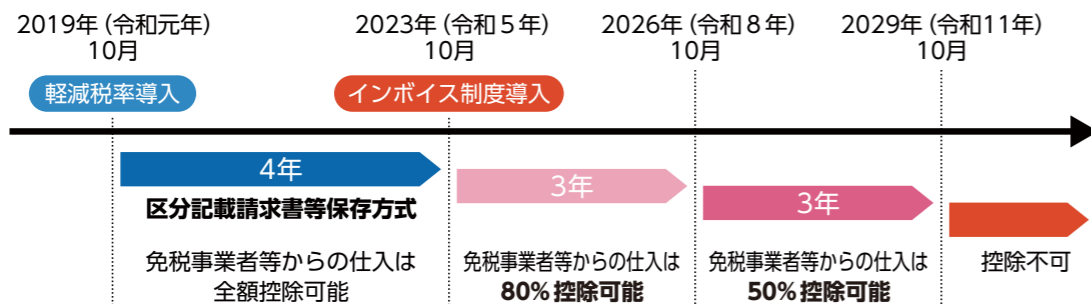
IT導入補助金（デジタル化基盤導入類型）について、補助上限額は従来通り350万円のままに、

- ①下限額を撤廃
  - ②補助率は補助額50万円以下が4分の3以内、50万円超-350万円は3分の2以内
- として、市場に普及している安価なソフトも導入しやすくしました。

課税事業者になると経理事務が煩雑化するためインボイス制度に対応した経理システムを準備するなど必要が出てきます。また免税事業者は自社の状況をよく見て課税事業者になるかどうかの判断をしましょう。

また、仕入先が免税事業者であった場合、申請の意思確認などをしたうえで、免税か課税かだけでなく、その商品の品質価値が自社にとって有益な物なのか、解除することでお互いに不利にならないか、なども考慮するようにしてください。

#### 《免税事業者等からの仕入に係る経過措置》



免税事業者が課税事業者になるということは、それまで免税されていた消費税を納めるということなので、益税分の利益が減少することが考えられます。収入額が減少するため、今まで以上に資金繰りに注意する必要が出てきますので、それに耐えられるよう事業基盤を整えることも重要です。

10月のインボイス制度開始に向けて企業はもちろんのこと、個人事業主にも対応が迫られています。事前にしっかりと準備をし、制度のスタートに備えてください。

## インボイス制度には支援措置があります！

免税事業者から課税事業者になる方へ (①～③)

小規模事業者向け

### ①納税額が売上税額の2割に軽減 税負担の軽減 (3年間の経過措置)

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができます。

売上700万円 (税額70万円) ※サービス業  
経費150万円 (税額15万円)

実額計算の場合▶

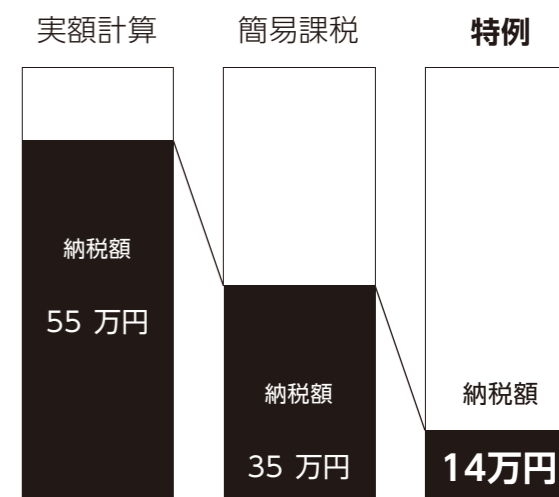
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶

70万円 - 35万円\* = 35万円

\*70万円×50% (サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶70万円 × 2割 = 14万円



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率ごと(8%・10%)に把握するだけで簡単に申告書が作成できるようになります。

また、事前の届出も不要で申告時に適用するかどうかの選択が可能です。

小規模事業者向け

### ②登録で補助金50万円上乗せ 持続化補助金上限額の加算

小規模事業者持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます。

【補助上限】

50万円～200万円 (補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内

⇒100万円～250万円 (補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内

インボイス発行事業者登録で50万円プラス

補助対象は店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など。

すべての方が対象

### ③登録申請4月以降でも大丈夫？ 登録申請期間の延長

これまで原則として2023年3月末までに登録申請することとされていましたが

4月以降でも可能となりました

登録申請書提出から登録通知までの期間は、e-Taxで約3週間、書面提出で2か月かかります。(国税庁:令和5年1月12日現在)申請書に記載誤り等がある場合は、内容の確認などのため、登録完了までにさらに時間がかかる場合があります。

既に課税事業者の方は (④～⑥)

中小事業者向け

### ④少額取引はインボイス不要？ 事務負担の軽減 (6年間の経過措置)

前々年(基準期間)の売上高が1億円以下または前年の上半期(個人は1～6月)の売上高が5千万円以下の事業者は、1万円未満の課税仕入については、インボイス保存を不要とし、帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります。



対象となる事業者の範囲

全事業者の90.7%が対象となりえます。(約815万者のうち約740万者)。また、現状の課税事業者のみを対象としても、76.1%が対象となります。(約320万者のうち約242万者)。